パブリック・コメントの意見等を踏まえた主な修正概要・理由

該当ページ	修正概要	修正理由	担当局
P. 4 1. 総論 (1)計画の目的	国勢調査結果による、各政令指定市における自転車分担率(通勤・通学時の利用交通手段)の比較データを平成22年から令和2年のデータに更新	【時点更新】 令和2年の国勢調査結果がパブコメ開始後の令和4年7月22日 に公表され、平成22年国勢調査と変わらず、大阪市が依然とし て政令市で最も高い状況であった。本計画の内容や取組みの方 向性に影響を及ぼす結果ではなかったことから、「本市の自転車 利用の現状」の記載箇所のみ修正を行うため	事務局
P. 6 1. 総論 (2)計画の位置付け	大阪市自転車活用推進計画は、大阪府自転車活用推進計画を勘案する旨を追記	【パブコメ意見】 「大阪市自転車活用推進計画は大阪府自転車活用推進計画を 勘案するようになっていない」旨の意見を踏まえ、大阪府自転車 活用推進計画を勘案して作成していたものの、本計画には当該 内容の記載が漏れていたため	事務局
P. 23 3. 自転車活用推進施策 (3)自転車駐輪対策	地域の状況に応じた放置駐輪対策として、都市計画手法を活用 し、景観にも配慮した民間駐輪場の整備誘導を行うことを取組内 容として追記	【市会質疑(一般決算委員会)】 「地域の課題に応じ、放置自転車対策として、利便性も高く景観にも望ましい駐輪場を整備する場合には、容積率緩和に対する公共貢献内容として積極的に評価し、その整備が可能となるようすすめていただきたい」という要望を踏まえ、既に整備事例もあることから、取組内容に明示するもの	計画調整局建設局
P. 32 3. 自転車活用推進施策 (8)交通安全思想の普及 徹底	令和4年の改正道路交通法成立に基づく、全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用努力義務について、広報啓発の推進の必要性を課題として追記	【パブコメ意見】 「施行が予定される改正道路交通法への対応として、ヘルメット 着用推進の施策を策定し、推進すべき」という意見を踏まえ、取 組み自体は既存の啓発活動に包含されるものの、課題として明 示することで、より分かり易いものとなるため	市民局
P. 32 P. 33 3. 自転車活用推進施策 (8)交通安全思想の普及 徹底	・損害賠償責任保険への加入促進の必要性を課題として追記 ・損害賠償責任保険等への加入義務化に関する情報発信を 取組内容として追記	【パブコメ意見】 「国の自転車活用推進計画に当該内容が新たに記載されたこともあり、追記すべき」という意見を踏まえ、既に交通安全の啓発に併せて、自転車保険への加入啓発は行ってきているものの、課題と取組内容についても明示することで、より分かり易いものとなるため	市民局

(1) 計画の目的

本市における自転車利用の現状

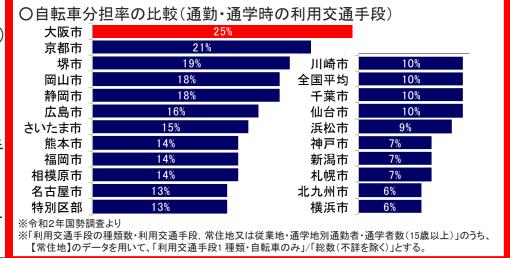
本市は地形が平坦で自転車が利用しやすい環境であり、昭和40年代に盛んになったバイコロジー(※)運動を受け、昭和48年に「サイクルアンドライド構想」を発表し、全国に先駆け、自転車歩行者道や自転車駐車場等の整備を進めてきた。

その結果として、本市では、身近な乗り物である自 転車利用に対する市民ニーズが極めて高く、交通手 段としての自転車分担率が政令市で最も高い。

(※)バイコロジーとは、

バイク(自転車)とエコロジー(生態学)の合成語で、エネルギー 効率などに優れた自転車を活用する活動

パブコメ後の時点更新(R4.7.22)



<u>これまでの取組み</u>

本市における交通手段として自転車の利用が多く、自転車事故や放置自転車などの喫緊の課題に対し、関連法規に基づき、安全対策を中心とした取組みを実施している。

これまでの取組み(3つの切り口から)[自転車利用環境の整備に関する今後の取組みの考え方(H24,3)]

- (1)自転車で「はしる」
- 自転車走行環境対策

自転車道の整備等に関する法律 (昭和45年法律第16号)

- ②自転車を「とめる」
- 鉄道駅周辺の駐輪対策

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 (昭和55年法律第87号)

- ③自転車を「きちんとつかう」
- 自転車利用ルール教育

交通安全対策基本法 (昭和45年法律第110号)

関連法規

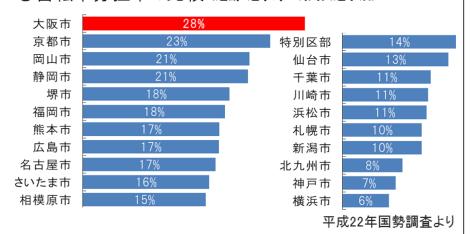
本市における自転車利用の現状

本市は地形が平坦で自転車が利用しやすい環境であり、昭和40年代に盛んになったバイコロジー(※)運動を受け、昭和 48 年に「サイクルアイランド構想」発表し、全国に先駆け、自転車歩行者道や自転車駐車場等の整備を進めてきた。

その結果として、本市では、身近な乗り物である自転車 利用に対する市民ニーズが極めて高く、交通手段として の自転車分担率が政令市で最も高い。

(※)バイコロジーとは、バイク(自転車)とエコロジー(生態学)の合成語で、エネルギー効率などに優れた自転車を活用する活動

○自転車分担率の比較 (通勤·通学時の利用交通手段)



<u>これまでの取組み</u>

本市における交通手段として自転車の利用が多く、自転車事故や放置自転車などの喫緊の課題に対し、関連法規に基づき、安全対策を中心とした取組みを実施している。

これまでの取組み(3つの切り口から)[自転車利用環境の整備に関する今後の取組みの考え方(H24,3)]

- ①自転車で「はしる」
- 自転車走行環境対策

自転車道の整備等に関する法律 (昭和45年法律第16号)

- ②自転車を「とめる」
- ・ 鉄道駅周辺の駐輪対策

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 (昭和55年法律第87号)

- ③自転車を「きちんとつかう」
- 自転車利用ルール教育

交通安全対策基本法 (昭和45年法律第110号)

関連法規

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、自転車活用推進法第11条の規定に基づく、市町村自転車活用推進計画とする。
- 本市自転車施策に関する最上位の基本計画として位置づけ、本計画には自転車活用推進の基本的な 方針及び施策を記載し、各施策の詳細な実施計画は、必要に応じて別途策定する。
- 計画の内容としては、国<mark>および大阪府</mark>の自転車活用推進計画等を勘案したうえで、本市既存計画との整合を図る。 パブコメデ音 目に対応

◆自転車活用推進法 (抄)

(市町村自転車活用推進計画)

第十一条 市町村(特別区を含む。次項において同じ。)は、自転車活用推進計画(都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(次項において「市町村自転車活用推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。



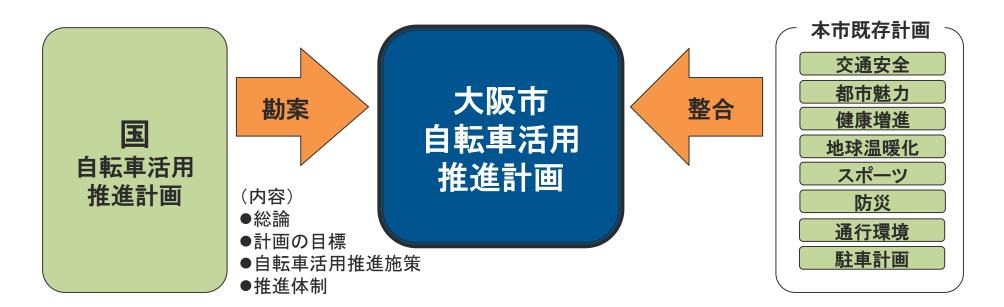
(2) 計画の位置付け

- 本計画は、自転車活用推進法第11条の規定に基づく、市町村自転車活用推進計画とする。
- 本市自転車施策に関する最上位の基本計画として位置づけ、本計画には自転車活用推進の基本的な 方針及び施策を記載し、各施策の詳細な実施計画は、必要に応じて別途策定する。
- 計画の内容としては、国の自転車活用推進計画等を勘案したうえで、本市既存計画との整合を図る。

◆自転車活用推進法 (抄)

(市町村自転車活用推進計画)

第十一条 市町村(特別区を含む。次項において同じ。)は、自転車活用推進計画(都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(次項において「市町村自転車活用推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。



(3)自転車駐輪対策 (2/2)

取組事例

1. 市営駐輪場の整備

【取組実績・取組内容】

- ・鉄道駅周辺に自転車駐車場(総整備 台数:約170,500台 2022年3月末現在 ※鉄道事業者整備含む)を整備。
- ・引き続き、駐輪場不足が生じている地 域等において、必要な駐輪場の整備 を実施。



▲マップナビおおさか (駅周辺駐輪場)

[大阪市ホームページ]

3. 鉄道事業者へ駐輪場整備の働きかけ

【取組実績・取組内容】

- 新線整備の際などに駐輪場整備について、鉄道事業者へ働きかけを行い、駐輪場整備の促進を図ってきた。
- ・今後も引き続き働きかけを行い、鉄道駅周辺の駐輪場整備 の促進を図る。

2. 附置義務等による民間駐輪場の整備促進

【取組実績・取組内容】

- ・「自転車駐車場の附置等に関する条例(2010年2月制定)」に 基づき、施設設置者(所有者)による駐輪場(総整備台数:約 289,300台 2022年3月末現在)を整備。
- ・引き続き、附置義務駐輪場の整備を推進するとともに、民間駐輪場の整備促進に向け、民間動向等の把握調査を行う。
- <u>・都市計画手法を活用し、地域の状況に応じた、放置駐輪対策</u> として、景観にも配慮した民間駐輪場の整備誘導を行う。

市会質疑(一般決算委員会)を踏まえ

4. 案内誘導等による既存駐輪場の利用促進

【取組実績・取組内容】

- ・駐輪事業者からの利用料金提 案や機械式ラックの導入等によ り既存駐輪場の利用を促進。
- ・デジタルマップや、駐輪場事業 者によるリアルタイム満空情報 の表示による案内誘導を一部実 施。
- 各区のサイクルサポーターの啓発活動による案内誘導を実施。





▲サイクルサポーターの啓発活動 「大阪市ホームページ]

(3)自転車駐輪対策 (2/2)

取組事例

1. 市営駐輪場の整備

【取組実績・取組内容】

- -鉄道駅周辺に自転車駐車場(総整備 台数:約170,500台 2022年3月末現在 ※鉄道事業者整備含む)を整備。
- ・引き続き、駐輪場不足が生じている地域等において、必要な駐輪場の整備 を実施。



▲マップナビおおさか (駅周辺駐輪場)

[大阪市ホームページ]

3. 鉄道事業者へ駐輪場整備の働きかけ

【取組実績・取組内容】

- 新線整備の際などに駐輪場整備について、鉄道事業者へ働きかけを行い、駐輪場整備の促進を図ってきた。
- ・今後も引き続き働きかけを行い、鉄道駅周辺の駐輪場整備 の促進を図る。

2. 附置義務等による民間駐輪場の整備促進

【取組実績・取組内容】

- ・「自転車駐車場の附置等に関する条例(2010年2月制定)」に 基づき、施設設置者(所有者)による駐輪場(総整備台数:約 289,300台 2022年3月末現在)を整備。
- ・引き続き、附置義務駐輪場の整備を推進するとともに、民間駐輪場の整備促進に向け、民間動向等の把握調査を行う。

4. 案内誘導等による既存駐輪場の利用促進

【取組実績・取組内容】

- ・駐輪事業者からの利用料金提 案や機械式ラックの導入等によ り既存駐輪場の利用を促進。
- ・デジタルマップや、駐輪場事業 者によるリアルタイム満空情報 の表示による案内誘導を一部実 施。
- 各区のサイクルサポーターの啓発活動による案内誘導を実施。





▲サイクルサポーターの啓発活動 「大阪市ホームページ]

(8)交通安全思想の普及徹底 (1/2)

【現状】

- ・大阪市内の自転車事故件数は減少しているものの、大阪市における 自転車の保有台数は多く、全交通事故件数に対する自転車事故件数 の占める割合は約4割であり、全国(約2割)の2倍である。
- ・自転車による交通事故の大半は、交差点で発生しており、 安全不確認が原因である。

【課題】

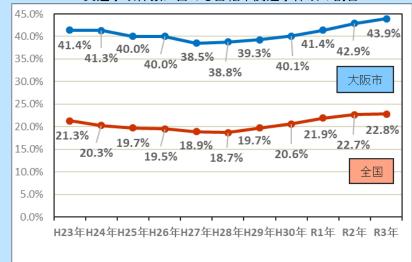
- ・自転車事故の危険性や、交通法規の遵守の必要性などについて 世代に応じた広い市民への周知が必要。
- ・自転車運転者に対する安全教育の拡充や、自転車利用者だけでなく、 自動車のドライバー、歩行者等幅広い層の市民への広報・啓発の強化 に取り組むことで、市民の交通安全意識を向上させることが必要。
- ・<u>加害者になった場合への備えとして、損害賠償責任保険への加入促</u> 進の推進が必要。
- ・<u>令和4年の改正道路交通法に基づく、全ての自転車利用者に対する</u> ヘルメットの着用努力義務について、広報啓発の推進が必要。

パブコメご意見に対応

【施策概要】

•交通安全思想の普及を徹底する

交通事故件数に占める自転車関連事件故の割合



[交通統計(交通事故総合分析センター)、大阪の交通白書より]



【交通安全啓発】



【地域と連携した交通安全教育】

改定素案(修正前)

(8)交通安全思想の普及徹底 (1/2)

【現状】

- ・大阪市内の自転車事故件数は減少しているものの、大阪市における 自転車の保有台数は多く、全交通事故件数に対する自転車事故件数 の占める割合は約4割であり、全国(約2割)の2倍である。
- ・自転車による交通事故の大半は、交差点で発生しており、 安全不確認が原因である。

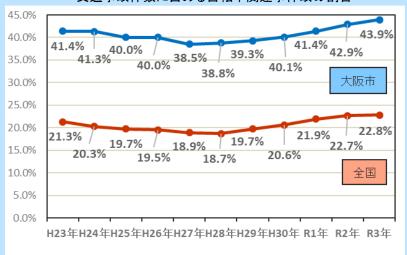
【課題】

- ・自転車事故の危険性や、交通法規の遵守の必要性などについて 世代に応じた広い市民への周知が必要。
- ・自転車運転者に対する安全教育の拡充や、自転車利用者だけでなく、 自動車のドライバー、歩行者等幅広い層の市民への広報・啓発の強化 に取り組むことで、市民の交通安全意識を向上させることが必要。

【施策概要】

•交通安全思想の普及を徹底する

交通事故件数に占める自転車関連事件故の割合



[交通統計(交通事故総合分析センター)、大阪の交通白書より]



【交通安全啓発】



【地域と連携した交通安全教育】

(8)交通安全思想の普及徹底 (2/2)

取組事例

1. 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

【取組実績・取組内容】

- ・自転車ルールブック2種類を作成し、各季の 交通安全運動や交通安全教室等で配布。子 供向けは、市立小学生生徒(H30:1~3年生全 員、R1~R3:1年生全員)に配布。
- ・また、世代に応じた交通安全教室や出前講座を 開催。
- ・コロナ禍でのイベント中止や、若い世代への啓発機会が少ないため、成人式での啓発物配布やWEBサイト、SNS、HPを利用した情報発信ツールの積極的な活用を推進。



▲子ども向け自転車ルールブック

▲自転車マナー出前講座

春の全国交诵安全運動

夏の交诵事故防止運動

秋の全国交通安全運動

自転車マナーアップ強化月間

年末の交通事故防止運動

2. 交通安全に関する普及啓発活動の推進

【取組実績・取組内容】

- ・各季の交通安全運動とリンクした啓発と交通安全イベントを実施。区民まつり等の行事において区役所と連携して交通安全の啓発実施。
- ・コロナ禍で対面の啓発機会が少ないため、リーフレット以外に動画や、R3年度はPR 車両を活用した情報発信を実施。
- ・損害賠償責任保険等への加入義務化に関する情報発信。

パブコメご意見



▲各季の交通安全運動

開催時期

4月6日~4月15日

7月1日~7月31日

9月21日~9月30日

11月1日~11月30日

12月1日~12月31日





▲令和3年「自転車マナーアップ強化月間」リーフレットや動画配信

▲令和3年 阪堺電車「自転車マナーアップ号」の運行

[大阪府ホームページ]

(8)交通安全思想の普及徹底 (2/2)

取組事例

1. 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

【取組実績・取組内容】

- ・自転車ルールブック2種類を作成し、各季の 交通安全運動や交通安全教室等で配布。子 供向けは、市立小学生生徒(H30:1~3年生全 員、R1~R3:1年生全員)に配布。
- ・また、世代に応じた交通安全教室や出前講座を 開催。
- ・コロナ禍でのイベント中止や、若い世代への啓発機会が少ないため、成人式での啓発物配布やWEBサイト、SNS、HPを利用した情報発信ッールの積極的な活用を推進。



▲子ども向け自転車ルールブック

▲自転車マナー出前講座

春の全国交诵安全運動

夏の交通事故防止運動

秋の全国交通安全運動

自転車マナーアップ強化月間

年末の交通事故防止運動

2. 交通安全に関する普及啓発活動の推進

【取組実績・取組内容】

- ・各季の交通安全運動とリンクした啓発と交通安全イベントを実施。区民まつり 等の行事において区役所と連携して交通安全の啓発実施。
- ・コロナ禍で対面の啓発機会が少ないため、リーフレット以外に動画や、R3年度はPR車両を活用した情報発信を実施。



▲令和3年「自転車マナーアップ強化月間」リーフレットや動画配信



▲各季の交通安全運動

開催時期

4月6日~4月15日

7月1日~7月31日

9月21日~9月30日

11月1日~11月30日

12月1日~12月31日

▲令和3年 阪堺電車「自転車マナーアップ号」の運行

[大阪府ホームページ]